

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車）を所有している方に対し、主たる定置場（使用の本拠の位置）となっている市区町村から課税されます。

原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車の税率

車種		排気量・定格出力	税率 (年額)
原動機付自転車	第一種一般原付(白色)	50cc 以下 0.6kw 以下	2,000 円
	第一種特定原付(白色)	0.6kw 以下	2,000 円
	第二種乙(黄色)	50cc 超 90cc 以下 0.6kw 超 0.8kw 以下	2,000 円
	第二種甲(桃色)	90cc 超 125cc 以下 0.8kw 超 1.0kw 以下	2,400 円
	ミニカー(青色)	20cc 超 50cc 以下 0.25kw 超 0.6kw	3,700 円
二輪の軽自動車 (ホートルー等の被けん引車を含む)		125cc 超 250cc 以下 1.0kw 超(車体の大きさによる。)	3,600 円
二輪の小型自動車		250cc 超 1.0kw 超(車体の大きさによる。)	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバイン、トラクター等)		2,400 円
	その他(フォークリフト、ショベルローダー等)		5,900 円

※特定原付とは、電動機の定格出力が 0.6kw 以下・最高速度が 20km/h 以下・長さ 1.9m 以下・幅 0.6m 以下に該当する電動キックボード等の車両です。

軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）の税率について

区 分				税率（年額）		
				平成 27 年 3 月 31 日 以前に新 車登録を した車	平成 27 年 4 月 1 日以 降に新車 新規登録 をした車	新車新規 登録後 13 年を超え た車（重課 税率）
軽自動車	三輪のもの(排気量 660cc 以下)			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上のもの (排気量 660cc 以下)	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※新車新規登録とは、自動車検査標の「初度検査年月」です。

初度検査年月は、平成 15 年 10 月 14 日以前に登録された車両については、平成 15 年、平成 14 年というように「年」までの記載しかないので、この場合については、「12 月」に検査を受けたものとみなすこととなります。（地方税法等の一部を改正する法律改正附則第 14 条第 2 項）

例：平成 14 年→平成 14 年 12 月

平成 15 年→平成 15 年 12 月

※燃料が電気、天然ガス、メタノール、ハイブリット及び被けん引自動車のものは重課対象外です。

重課税適用開始年度早見表

初度検査年月	重課適用開始年度
平成21年4月～平成22年3月	令和5年度から
平成22年4月～平成23年3月	令和6年度から
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度から
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度から
平成25年4月～平成26年3月	令和9年度から
平成26年4月～平成27年3月	令和10年度から
平成27年4月～平成28年3月	令和11年度から
平成28年4月～平成29年3月	令和12年度から
平成29年4月～平成30年3月	令和13年度から
平成30年4月～平成31年3月	令和14年度から
平成31年4月～令和2年3月	令和15年度から
令和2年4月～令和3年3月	令和16年度から
令和3年4月～令和4年3月	令和17年度から
令和4年4月～令和5年3月	令和18年度から
令和5年4月～令和6年3月	令和19年度から
令和6年4月～令和7年3月	令和20年度から
令和7年4月～令和8年3月	令和21年度から
令和8年4月～令和9年3月	令和22年度から